

Ⅱ 生きがい支援

1 介護支援ボランティア制度

高齢者の介護予防のため、介護保険施設などでのボランティア活動等に参加した高齢者にポイントを付与し、そのポイント数に応じて交付金を交付する制度です。

【対象者】

市内に居住する65歳以上の方（印西市介護保険第1号被保険者）。

【利用の流れ】

① ボランティア登録（随時）

印西市社会福祉協議会にボランティア登録をして、「介護支援ボランティアカード」を受け取ります。

② 受入施設、ボランティア活動

印西市社会福祉協議会から紹介を受けた介護保険施設などで、活動を行ないます。

③ スタンプ押印

活動を行った施設でカードにスタンプを押してもらいます。

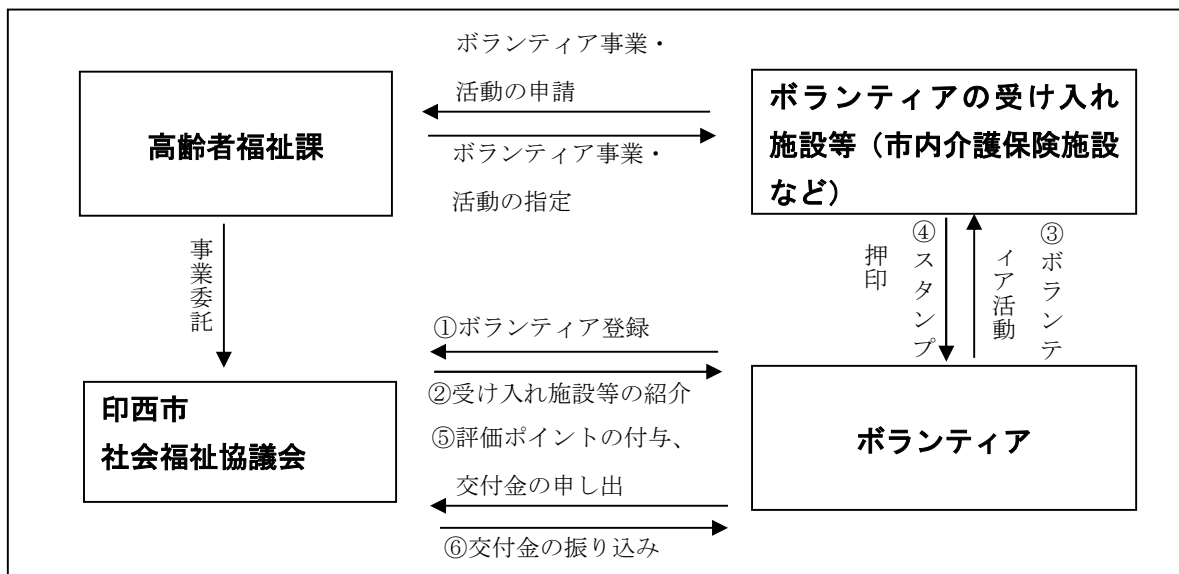
※1時間程度の活動で1スタンプとし、1日2スタンプが上限です。

④ 評価ポイントの付与及び交付金の申し出

翌年度、印西市社会福祉協議会にボランティアカードを提示し評価ポイントをもらい、そのポイントを交付金に換える手続きをしてください。

⑤ 交付金の振り込み

評価ポイント数に応じた交付金を指定された金融機関の口座に振り込みます。



【交付金】

年間5,000円以内

【相談窓口】

《制度について》

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

Tel 33-4592（直） Fax 40-3881

《ボランティア登録について》

印西市社会福祉協議会 Tel 42-0294 Fax 42-0338

2 敬老祝事業

敬老祝金

毎年9月15日に市内に居住し住所を有する方で、その年の4月1日から翌年3月31日までに満100歳を迎える方に祝い金（30,000円）を支給します。

米寿記念品の贈呈

毎年9月15日に市内に住所を有する方で、その年の4月1日から翌年3月31日までに米寿（88歳）を迎える方に記念品を贈呈します。

【問い合わせ】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

Tel 33-4592（直） Fax 40-3881

3 高齢者クラブ

高齢者の生きがいと社会参加を目的に設立された団体で、市内各地域に構成されています。主にグラウンド・ゴルフやパークゴルフ等の健康増進、芸能大会や作品展等の文化教養、クリーン活動や安心パトロール、世代間のふれあい事業等の社会奉仕活動を行っています。

あなたも高齢者クラブで楽しい仲間を増やしませんか。

※加入対象者…市内に居住するおおむね60歳以上の方

【問い合わせ】

印西市社会福祉協議会（竹袋614-9）

Tel 42-0294 Fax 42-0338

4 シルバー人材センター

高齢者の豊富な経験や知識などを活かすことによって、生きがいと社会参加を目的に設立された団体で、働く意欲をもつ高齢者に日常生活に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を確保し提供することにより高齢者の就業機会の増大を図ります。

※会員の要件…市内の60歳以上の心身共に健康で働く意欲がある方

次ページに記載の入会説明会にご参加ください。

※入会手続きに必要なもの…入会申込書、顔写真(3×2.5cm)2枚、就業承諾書、本人名義の預金通帳、印鑑、年会費3,600円

※年度途中の入会は月割になります。

【受付窓口】

公益社団法人 印西市シルバー人材センター

印西市浦部 557

Tel 29-4468 Fax 29-4418

令和6年度（公社）印西市シルバー人材センター入会説明会日程

年月日	曜日	時間	場所	
4月9日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
4月23日	火	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
5月14日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
5月23日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
6月11日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
6月20日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
7月9日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	1号館2階会議室
7月23日	火	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
8月14日	水	10：00～	中央駅前地域交流館	2号館3階会議室
8月22日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
9月10日	火	10：00～	中央駅前地域交流館	2号館3階会議室
9月19日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
10月10日	木	10：00～	シルバー人材センター	講習室
10月22日	火	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
11月12日	火	10：00～	中央公民館	3階学級講座室
11月21日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
12月11日	水	10：00～	シルバー人材センター	講習室
12月19日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
1月15日	水	10：00～	中央公民館	3階学級講座室
1月23日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
2月13日	木	10：00～	シルバー人材センター	講習室
2月20日	木	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室
3月11日	火	10：00～	中央公民館	3階学級講座室
3月21日	金	10：00～	そうふけ公民館	3階研修室

※止むを得ず、日時等変更になる場合がございますので、ホームページ等でご確認をお願いいたします。

（公社）印西市シルバー人材センター
TEL：0476-29-4468

5 いんざい健康ちょきん運動

住み慣れた地域でグループをつくり、住民主体の自主活動として、「おもり」と「バンド」を使った筋力運動を地域の方と行います。

筋力運動は誰にでもできる簡単な運動で、歌をうたいながら体を動かします。

高齢者福祉課では、物品貸与や運動の指導、活動の支援を行っています。

【ちょきん運動が目指すもの】

1. 健康づくり

筋力運動により体力の維持・向上を図り、日々の生活を楽しむことができる体づくりを目指します。

2. 地域づくり

住民の方々が、住み慣れた地域で、顔なじみの人たちとの生活を維持できる、『活気と団結力のある地域のつながりが強いまち』を目指します。

【住民主体の活動とは・・・】

参加される住民の方々が主体となって運営します。参加される方々で話し合いながら、進めていきます。参加者一人ひとりが、無理のない範囲でできることをしていくことで、仲間づくり・地域づくりにつながります。

相談や支援が必要な時は、高齢者福祉課が相談に応じたり、共に考えるなど支援を行っていきます。その他にも運動の方法、すすめ方の指導や、おもり・バンドの物品貸与などの支援をします。



詳しくは、次のページにご案内の
チラシを掲載していますので、
ご覧ください！

♪ いんざい健康ちょきん運動 ♪

健康づくり・地域づくりを目的とした**住民主体の活動**です。
おもりとバンドを使って、**誰にでもできる筋力運動**を行います。
おもりは、自分で調整でき、歌をうたいながら、体を動かします。
週1回、歩いていける集会所などに集まり、**地域の方**と行います。



おもり・バンド

最初は「おもり」なしで運動し、
1本ずつ増やしていきます。

ちょきん運動の一例

腕を前に上げる運動



椅子からの立ち上がり



脚の後ろ上げ運動



印西市ホームページ
掲載中！



《おすすめ方》

- 1 地区でグループをつくり、会場に集まって行います。
最初は、プログラムにそって市職員等が指導を行い、サポーターが支援しますが、
徐々に皆様で運営をしていただきます。
- 2 運動は、継続して3か月間実施します。
- 3 3か月間後、今後もグループが運動を継続して実施するかを判断していただきます。

《市からの貸与》

- ① おもりとバンド ② CD ③ 歌詞カード ④ 記録冊子

《グループで準備していただくもの》

- 会場の借用と① 血圧計 ② CDデッキ ③ いす

地区によっては、すでに
グループが立ち上がって
いる所もあります。
自主グループのため、
入会・受入状況に限り
がある場合もありますので、
詳しくはお問い合わせ
ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

印西市 高齢者福祉課 包括支援係

電話：33-4593 (直通)



グループ一覧表
はこちらから



6 老人福祉センター・老人憩いの家

◎老人福祉センター

高齢者の方の健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための場の提供、講座などを開催し、高齢者の方が健康で明るい生活を営むことに寄与することを目的とした施設です。

施設名	所在地・電話	開所時間	休館日
中央老人福祉センター (総合福祉センター内)	竹袋614-9 Tel 42-0144 Fax 42-0146	9:00～ 17:00	毎週月曜日 祝日・年末年始
そうふけ老人福祉センター (ふれあい文化館内)	原3-4 Tel 45-3800 Fax 45-7174		
高花老人福祉センター (保健福祉センター内)	高花2-1-5 Tel 47-2112 Fax 47-2655		毎週日曜日 祝日・年末年始

【利用対象者】

市内に居住する60歳以上の方など。

【利用料】

市内に居住の方は無料。市外に居住の方は1人1日500円。

※入浴施設（中央老人福祉センター）1回100円。

◎老人憩いの家

教養の向上やレクリエーションなどのための場の提供をする施設です。

施設名	所在地・電話	開所時間	休館日
滝野シルバールーム (本埜ファミリア館内)	滝野3-4 Tel 80-8181 Fax 80-8182	9:00～ 17:00	毎週月曜日 祝日・年末年始

【利用対象者】

市内に居住する60歳以上の方など。

【利用料】

無料。

Ⅲ 介護保険以外の福祉施設

1 養護老人ホーム

65歳以上の方であって、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難で、施設入所の必要がある方が入所することができます。

【入所の要件】

下記の経済的要件と環境的要件の両方を満たすことが必要です。

経済的要件

- ア、入所希望者本人のいる世帯が生活保護を受けている。
- イ、入所希望者本人のいる世帯の生計中心者が市町村民税非課税又は均等割のみ課税されている。
- ウ、災害などのためアやイと同じ状態になった。

環境的要件

- ア、心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であるか、世話をしてくれる方がいない。
- イ、家族などの折り合いが悪く入所希望者の心身を害する。
- ウ、住むところがない、または住まいがあっても極めて環境が悪い。

【費用負担】

- ・入所者本人…年金など前年の収入に応じて費用が徴収されます。
- ・扶養義務者…前年度分の課税状況に応じて費用が徴収されます。

【相談窓口】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

2 生活支援ハウス（ヴォーネン本塾）

60歳以上の方であって、高齢のため独立して生活することに不安があり、見守りを必要とする方が入居できる施設（ヴォーネン本塾：印西市笠神1620）です。

【入居の要件】

《対象者》

市内に居住し住所を有する方で下記のいずれかに該当する方。

- ア、ひとり暮らしの方。
- イ、高齢者のみの世帯の方。
- ウ、家族による援助を受けることが困難な方。

《身体条件》 支援ハウス内で自立した生活を送ることができる方。

《その他》 経済的に他の生活施設などの利用が困難である方。

【費用負担】

年金など前年の収入に応じて費用が徴収されます。

その他食費、光熱費などの実費（1か月約50,000円）は全額自己負担。

【相談窓口】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

3 軽費老人ホーム(ケアハウス)

◎軽費老人ホームA型

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の方を対象に、低額な料金で給食、その他日常生活上必要な便宜を図る施設です。

【入居の要件】

次の条件をすべて満たす方

- ・60歳以上の方。
- ・健康で他人の介護を必要としない方。
- ・身寄りのない方、または家庭の事情などにより家族と同居できない方。
- ・利用料を負担する能力があり、月収は基本利用料の2倍以下の方。
- ・身元保証のある方。

【入居するには】

施設と入居を希望する方の契約による入居ですので、直接施設へお問い合わせください。

【市内の施設】

施設名	所在地	電話
よ し き り	印西市瀬戸1844-2	0476-98-0281

◎ケアハウス

年齢が60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするには不安があるという方で、利用料の負担能力がある人が入居できる施設です。

居室は原則個室で、トイレ（ミニキッチンがある場合もあります）など完備されています。

【利用料】

入居の際の保証金、生活費、管理費、冬期加算、事務費などがかかります。

事務費は収入によって負担額が変わります。

利用料については直接施設へお問い合わせください。

【入居するには】

施設と入居を希望する方の契約による入居ですので、直接施設へお問い合わせください。

【市内のケアハウス】

施設名	所在地	電話
ゴールドヴィラ大森	印西市大森2214	0476-42-8155

IV 税の控除

1 障害者控除対象者認定書の交付

65歳以上で**障害者手帳をお持ちでない要支援・要介護認定者の方**で、確定申告の際、障害者控除の対象になる場合があります。控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書が必要となります。認定書の申請など、詳しくは下記までお問い合わせください。

【税の控除】

	控除額	
	所得税	市民税
特別障害者控除	40万円	30万円
障害者控除	27万円	26万円

【認定書の交付について】

印西市 高齢者福祉課 生きがい支援係（市役所1階）

TEL 33-4592（直） Fax 40-3881

【税の控除に関する問い合わせ】

印西市 課税課 市民税係（市役所2階）

TEL 33-4443（直） Fax 40-3015

2 おむつの医療費控除の証明に係る確認書の交付

現在介護保険法に基づく要介護認定を受けていて、**おむつにかかる医療費控除を受けるのが2年目以降になる方には**、要介護認定をした主治医意見書を基に、「寝たきり度」や「尿失禁の発生可能性」を確認した書類を交付します。

この書類は医療費控除を受けるために必要な、おむつ使用証明書に代わるものです。医療費控除を受けるためには、おむつ代の領収書も必要となります。

確認書の交付には、一定の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※おむつにかかる医療費控除を初めて受ける方、または要介護認定を受けていない方は、主治医が作成したおむつ使用証明書が必要になります。

【確認書の交付について】

印西市 高齢者福祉課 介護認定給付係（市役所1階）

TEL 33-4624（直） Fax 40-3881

【医療費控除に関する問い合わせ】

印西市 課税課 市民税係（市役所2階）

TEL 33-4443（直） Fax 40-3015

V 介護保険のサービス

1 介護保険のサービスを受けるまで

① 申請する

サービスの利用希望者は、高齢者福祉課、印旛支所及び本埜支所の窓口で「要介護認定」の申請をします。申請は本人又は家族が行いますが、居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

② 訪問調査・医師の意見書

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについて聞き取りなどの調査を行います。また、市の依頼により、ご本人の主治医が心身の状況について意見書を作成します。

③ 審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます（要介護1～5、要支援1・2、もしくは非該当）。

④ 認定結果の通知

原則、申請から30日以内に、市から認定結果通知書と、結果が記載された被保険者証が届きます。

- ・ 要介護1～5…介護サービスを利用できます。
- ・ 要支援1・2…介護予防サービスを利用できます。
- ・ 非該当…必要と認められれば、市で行う介護予防事業が利用できます。

⑤ 介護サービス計画(ケアプラン)作成

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業者（ケアマネジャーさん）と一緒に、どのようなサービスをどのくらい利用するかという介護サービス計画（ケアプラン）を作る必要があります。

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターのケアマネジャーさんと一緒に、介護予防ケアプランを作る必要があります。

そのため、まずはどのケアマネジャーさんにお問い合わせするかを決めて、連絡を取るようになしてください。

⑥ サービスを利用する

サービス事業者に被保険者証を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。利用者負担は原則費用の1割、2割又は3割です。

※サービス内容は次ページ参照。

【お問い合わせ】

- 印西北部地域包括支援センター
Tel 85-4085（直） Fax 85-4086
- 印西南部地域包括支援センター（アルカサール内）
Tel 37-3120（直） Fax 37-3121
- 船穂地域包括支援センター（保健福祉センター内）
Tel 29-4001（直） Fax 29-4002
- 印旛地域包括支援センター（印旛支所分庁舎内）
Tel 33-7062（直） Fax 33-7063
- 本埜地域包括支援センター（本埜支所内）
Tel 85-4845（直） Fax 85-4846
- 高齢者福祉課 介護認定給付係（市役所1階）
Tel 33-4624（直） Fax 40-3881

2 介護保険サービスの利用者負担

サービス利用に際しては、かかった費用の**1割、2割または3割**を利用者が負担します。

■介護保険(介護給付・予防給付)の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。

◎ 在宅サービスの1カ月の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

■自己負担が高額になったとき(高額介護サービス費の支給)

同じ月に利用したサービスの1割、2割または3割の利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

★施設サービスの利用者は居住費・食費を自己負担します

施設でのサービス利用者は、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費の全額と居住費(滞在費)、日常生活費を自己負担します。

※低所得の方の施設利用が困難とならないよう、次ページの利用者負担段階に該当する方は、所得に応じた自己負担限度額が設けられており、高齢者福祉課に申請して「介護保険負担限度額認定証」を受けることで、限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されるようになります。

負担限度額（日額）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産 ^{※1} の状況	居住費（滞在費）等				食費	
			多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所サービス
世帯全員市民税非課税	1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0円	490円 (320円)	490円	820円	300円	300円
	2	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 80万円以下の者	370円	490円 (420円)	490円	820円	390円	600円
	3 ①	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 80万円超120万以下の者	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	650円	1,000円
	3 ②	本人の年金収入（非課税年金を含む） ＋その他の合計所得金額の合計額が 120万円超の者	370円	1,310円 (820円)	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
基準費用額 (施設における一日当たりの食費・居住費の平均的な費用を 勘案して定める額)			377円 (855円)	1,668円 (1,171円)	1,668円	2,006円	1,445円	

●（ ）内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額です。

●年金収入額とは、課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金や障害者年金等）の合計金額になります。

●上記段階に該当しない方で施設サービスを利用している方の居住費や食費は、施設との契約により決まり、施設によって金額が異なりますので、ご利用施設に直接お問い合わせください。

※住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届けを提出していない事実婚も含む）の所得も判断材料とします。ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外。

※【預貯金等の資産に含まれるもの】申告対象となる資産をお持ちの方は、証明するための書類を別途添付していただきます。

3 介護保険で利用できるサービス

■ 在宅サービス

要介護1～5、要支援1・2の方が利用できるサービスです。

サービスの種類 (要支援の人が利用するサービス名は下段に細字で表示)		要介護1～5の方	要支援1・2の方
通所して利用する	通所介護 (デイサービス) 通所型サービス	通所介護施設で食事、入浴などの支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。	通所介護施設等で日常生活上の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせたサービスを提供します。(介護予防・日常生活支援総合事業として利用)
	通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。	老人保健施設や医療機関などで、日常生活上の支援やリハビリテーションの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上など)を提供します。
	訪問介護 (ホームヘルパー) 訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。	利用者が自力では困難な行為について、家族の支援や地域の支援が受けられない場合、ホームヘルパー等によるサービスが利用できる。(介護予防・日常生活支援総合事業として利用)
訪問を受けて利用する	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設の浴室が利用困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が利用できます。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為向上のため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。	居宅での生活行為向上の訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療補助を行います。	疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療補助を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 ※介護状態等で保険給付の対象とならない用具もあります。	日常生活の自立を助けるための福祉用具(車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト等)を貸与します。	福祉用具のうち介護予防に資するもの(手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ)について貸与します。
		※スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部は、貸与か購入かを選択することができます。	

サービスの種類 (要支援の人が利用するサービス名は下段に細字で表示)		要介護1～5の方	要支援1・2の方
居宅での暮らしを支える	特定福祉用具購入 特定介護予防福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具（腰掛け便座、入浴補助用具、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具）の購入費を、年間10万円を上限に、その費用の7割～9割を支給します。	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費を、年間10万円を上限にその費用の7割～9割を支給します。
	住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費用20万円を上限に、その費用の7割～9割を支給する。事前の申請が必要です。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費用20万円を上限に、その費用の7割～9割を支給する。事前の申請が必要です。
	短期入所生活/療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活/療養介護	福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。	福祉施設や医療施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。
暮らしを支える 在宅に近	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

■ 施設サービス

要介護1～5の人が利用できるサービスです。

施設に入所する	サービスの種類	要介護1～5の方
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。新規で入所できるのは原則として要介護3以上の方となります。
	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。
	介護医療院	長期にわたり療養が必要な方が対象で、医療と介護が一体的に受けられます。

■ 地域密着型サービス(原則、印西市に住所を有する人が利用できるサービスです。)

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、要介護1～5、要支援1・2の人が利用できる、地域ごとのサービス拠点で提供されるサービスです。

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ提供できます。
	・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の人のみ)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活をする住宅。
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要介護1～5の人のみ)	日中・夜間を問わず介護職員と看護師の定期的訪問と通報等による随時の対応を行います。
	・地域密着型通所介護(要介護1～5の人のみ)	小規模な定員18名以下の通所介護です。食事・入浴などの介護・機能訓練を行う。

4 介護保険料について

【決め方】

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、みなさんの所得に応じて決まります。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{市の介護保険サービスにかかる費用の見込み} \times \text{65歳以上の方の負担割合（23\%）}}{\text{市の65歳以上の人数}}$$

保険料段階	対 象 者	保険料率	保険料年額 ()内は月額
第1段階	生活保護受給者、または住民税非課税世帯であり、かつ 老齢福祉年金受給者、または住民税非課税世帯であり、 かつ本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が年額80万円以下の人	基準額× 0.285	16,410円
第2段階	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が年額80万円を超え120万 円以下の人	基準額× 0.485	27,930円
第3段階	住民税非課税世帯であり、かつ、本人の前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が年額120万円を超える人	基準額× 0.685	39,450円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年 額80万円以下の人	基準額× 0.9	51,840円
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人は非課税であり、かつ、 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年 額80万円を超える人	基準額	57,600円 (4,800円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額120万円未満の人	基準額× 1.2	69,120円
第7段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.3	74,880円
第8段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.5	86,400円
第9段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額320万円以上400万円未満の人	基準額× 1.7	97,920円
第10段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額400万円以上600万円未満の人	基準額× 1.8	103,680円
第11段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額600万円以上700万円未満の人	基準額× 1.9	109,440円
第12段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額700万円以上800万円未満の人	基準額× 2.0	115,200円
第13段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額800万円以上900万円未満の人	基準額× 2.1	120,960円
第14段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額900万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.3	132,480円
第15段階	本人に住民税が課税されており、かつ、本人の前年の合 計所得金額が年額1,000万円以上の人	基準額× 2.4	138,240円

【納め方】

・年金が年額18万円以上の方（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料が差し引かれます。

・年金が年額18万円未満の方（普通徴収）

送付される納付書に基づき、介護保険料を納めます。

【お問い合わせ】

■印西市 高齢者福祉課 介護保険係 TEL 33-4623（直） Fax 40-3881